

山 青森県報

第千九百七十五号

平成十四年一月二十五日(金曜日)

目次

告示

○公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港・漁場整備課) ……一

公告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……二

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する告示……………(学校施設課) ……二

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……四

正誤

○平成十四年一月九日号外第一号告示中……………(総務学事課) ……五

告

示

青森県告示第三十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年三月二十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十四年一月十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年一月二十五日

青森県知事 木村守男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇番地

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇番地

佐井村長 太田健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字長後字穴間六〇番地一の地先公有水面

2 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ直線により囲まれた区域

- ①の地点 下北郡佐井村大字長後字穴間地内に設置された「四等三角点 妙道」(北緯四一度二分四・六〇九秒、東経一四〇度四九分五四・三四三秒)から三三〇度一七四分四秒二二・八二七メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から二六九度五四分二七秒二六・〇〇メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から一七九度五四分一九秒二三・〇〇メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から八九度五四分二七秒二六・〇〇メートルの地点
- 3 面積
五九八・〇〇平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあった年月日
平成十四年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サヴァダバクラブ
- 三 代表者の氏名
柴崎のり子
- 四 主たる事務所の所在地
上北郡野辺地町字馬門道四五の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、野辺地町及び、近隣地域に対して、自然環境の保全、自然との触れ合いによる子供の健全育成、明るく、楽しいまちづくりに関する事業を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
北津軽郡板柳町大字灰沼字東一八三の五二及び一八三の一三から一八三の五五まで	五所川原市字旭町四五の一 旭宅建有限公司
五所川原市大字稲美字開野一七七の一、一七七の四から一七七の一八まで、一七九の二及び一九一の七	五所川原市大字姥滝字菖蒲四の五 株式会社エムス五所川原
南津軽郡平賀町大字岩館字村元五六の四、六〇、六一の一、六一の二及び六三の一	弘前市大字茂森新町二丁目一の一 栗林 直人
中津軽郡岩木町大字五代字田屋敷二四八の一	中津軽郡岩木町大字高屋字福田七一の四 大谷 勇
十和田市大字三本木字野崎四〇の三三、四〇の四〇八、四〇の四一〇、四〇の七五七、四〇の七五九、四〇の七九七、四〇の七九八及び四〇の八〇一	上北郡十和田湖町大字奥瀬字小沢口四二五の三 ササキ石油販売株式会社

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算組織 一式

二 調達方法
購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十四年一月十一日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エービッツ

青森市大字石江字江渡六の五

七 契約金額

三千百五十万円

八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十三年十一月二十一日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 自由民主党青森 県北津軽郡第二 支部	代表者 升田 世喜男	会計責任 者氏名 成沢清志	主たる事務所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字 土井三六三の一の二	届 月 日 出 平成 一三・二・六
-------------------------------------	------------------	---------------------	---	----------------------------------

政党以外の政治団体

政治団体の名称 上林英一後援会	代表者 成田隆志	会計責任 者氏名 上林 哲	主たる事務所の所在地 青森市中央一丁目一九の一	届 月 日 出 平成 一三・二・九
橋場敏雄後援会	川向市蔵	上山孝一	三戸郡階上町大字道仏字榊 一五	一三・二・四
山本治男後援会	森 次男	本堂正光	青森市篠田二丁目一九の二 三	一三・二・四
西田和雄後援会	前田常男	鹿原章男	三戸郡階上町大字赤保内字 外平二二 三	一三・二・五

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十四年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称 無所属の会中 支部	異動事項 新	新	旧	届 月 日 出 平成 一三・二・八
政治団体の名称 無所属の会中部支 支部				

政党以外の政治団体

自由民主党青森県防衛支部	代表者	君嶋 敏	児玉 一夫	一三・二・二〇
自由民主党南郷村支部	主たる事務所の所在地	三戸郡南郷村大字泥障作字泥障作一	三戸郡南郷村大字島守字十文字一三	一三・三・六
代表者	壬生 金平	角金 洋一		
代表者	倉内 一長	浅利 利次郎		
代表者	松田 憲一	山口 與太郎		一三・三・五
代表者	齊藤憲雄後援会	代表者	奈良岡 克也	平成 一三・二・二〇
代表者	八木橋満則後援会	代表者	工藤 栄	一三・三・五
代表者	山口昭弘後援会	代表者	坂本 孝清	一三・三・三
名政治団体の称	異動事項	新	旧	年届 月 日 出

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十四年一月二十五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党青森県タクシー支部	平成一三・二・三	平成一三・二・三
自由民主党青森県むつ市第一支部	一三・九・二	一三・三・九

政党以外の政治団体

自由民主党青森県厚生支部	一三・二・三	一三・三・六
政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
中野隆一後援会	平成一三・二・九	平成一三・二・三
浅利竹二郎後援会	一三・三・三	一三・三・三
浅利竹二郎政治経済研究会	一三・三・三	一三・三・三
青年信和会	一三・二・一六	一三・三・七
中里信男連合後援会	一三・二・一七	一三・三・七
八戸政経研究会	一三・二・一六	一三・三・七
天間一博後援会	一三・九・一〇	一三・三・一〇
坂本昭巳後援会	一三・三・一〇	一三・三・一七
三浦和夫後援会	一三・三・一七	一三・三・一七

公安委員会

青森県公安委員会告示第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年一月二十五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR北斗の拳R	サミー株式会社
同	右	同 右
同	CRサラリーマン金太郎	同 右
同	CR・お水の花道K	株式会社平和
同	右	株式会社ソフィア
同	JCR 11R ファイバード デカザウルス	株式会社三共

正 誤

発行年月日 発行番号	区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成十四年 一月二十九 号外第一号	告 示	第七号	一	下	後ろ 二	法律第二十三号	法律第二百二十三号

総務学事課

同	同	同	同	同	同	同
右	右	右	右	右	右	右
スーパーリノX	リノオキナワX-30	タイムパーク	ハーレーダビッドソン	サンダーV2-30	エルフドリム1	CRプッチモン
同	同	山佐株式会社	アイジーティジャパン株式会社	株式会社メーシー販売	日本回胴式遊技機工業株式会社	株式会社大一商会